平成２５年（フ）第３１０号
川崎市川崎区小田３丁目12番11号　鳥海アパート101
債務者　神谷　政彦
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
川崎市宮前区宮崎３丁目５番地57　シティハイムアマポーラ202、前住所川崎市宮前区宮崎144番地　志村ビル202号
債務者　椎橋香奈恵
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
川崎市宮前区宮崎３丁目５番地57　シティハイムアマポーラ202、前住所川崎市宮前区宮崎144番地　志村ビル202号
債務者　椎橋　　平
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
川崎市川崎区京町１丁目８番10号　リアルピア京町201、前住所川崎市川崎区小田７丁目２番１―320号　ジェイパーク川崎コンフィール
債務者　野崎　伸仁
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
川崎市高津区二子５丁目14番35号　木村荘201
債務者　大越　洋一
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３２号
川崎市宮前区土橋６丁目２番地28　シティハイムＮＳ203、前住所川崎市宮前区有馬９丁目５番６号　エトワール207
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
川崎市幸区南加瀬４丁目22番５号　野菊荘204、前住所川崎市幸区南加瀬４丁目22番５号　野菊荘105
債務者　土屋　　武
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
川崎市川崎区本町２丁目７番地１　第３山根ビル603
債務者　勝連プリフィカションこと　ＫＡＴＳＵＲＥＮ　ＰＵＲＩＦＩＣＡＣＩＯＮ　ＤＯＭＩＮＧＵＥＺ
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１４５号
横浜市青葉区市ケ尾町1174番地９　第１天照マンション101
債務者　村田　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４０２号
横浜市南区大岡１丁目６番38号
債務者　尾野　竜二
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１６号
神奈川県大和市代官１丁目15番地２　サンピア小田急桜ケ丘202号
債務者　坂輪　照子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６０９号
東京都西東京市緑町３丁目８番１―101号
債務者　津田美奈子
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２５７号
静岡県浜松市南区三島町446番地　サザンクロスⅡ301
債務者　丹下　　操
1　決定年月日時　平成25年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
川崎市多摩区登戸2645番地１　エクシブフカマチ201
債務者　田嶋　義哉
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係